

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）	1
二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）	24

一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第五節 障害者就業・生活支援センター（第九条の十八 第九条の二十一）</p> <p>第六節 日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施（第九条の二十二・第九条の二十三）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。</p> <p>二 身体障害者 障害者のうち、身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。</p> <p>（第三号から第五号まで 略）</p> <p>六 精神障害者 障害者のうち、精神障害がある者であつて厚生労働</p>	<p>目次</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第五節 日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施（第九条の十八・第九条の十九）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体又は精神に障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。</p> <p>二 身体障害者 障害者のうち、別表に掲げる身体上の障害（以下「身体障害」という。）がある者をいう。</p> <p>（第三号から第五号まで 略）</p>

働省令で定めるものをいう。

七 (略)

第二章 職業リハビリテーションの推進

第二節 職業紹介等

(適応訓練)

第五条 都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者に限る。次条及び第七条第二項において同じ。)について、その能力に適合する作業の環境に適合することを容易にすることを目的として、適応訓練を行うものとする。

(第二項 略)

第三節 障害者職業センター

第一款 障害者職業センターの設置等

(障害者職業総合センター)

第九条の二 障害者職業総合センターは、次に掲げる業務を行う。

(第一号及び第二号 略)

三 第九条の七の障害者職業カウンセラー及び知的障害者、精神障

六 (略)

第二章 職業リハビリテーションの推進

第二節 職業紹介等

(適応訓練)

第五条 都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である障害者(身体障害者、知的障害者その他政令で定める障害者に限る。次条及び第七条第二項において同じ。)について、その能力に適合する作業の環境に適合することを容易にすることを目的として、適応訓練を行うものとする。

(第二項 略)

第三節 障害者職業センター

第一款 障害者職業センターの設置等

(障害者職業総合センター)

第九条の二 障害者職業総合センターは、次に掲げる業務を行う。

(第一号及び第二号 略)

三 第九条の七の障害者職業カウンセラーの養成及び研修を行うこ

<p>害者その他厚生労働省令で定める障害者（以下「知的障害者等」という。）が職場に適応することを容易にするための援助を行う者（第九条の四第四号において「職場適応援助者」という。）の養成及び研修を行うこと。</p> <p>四 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、第九条の十二第二項の障害者雇用支援センター、第九条の十九の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導その他の援助を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に付随して、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>（イ 略）</p> <p>ロ 事業主に雇用されている知的障害者等に対する職場への適応に関する事項についての助言又は指導を行うこと。</p> <p>ハ（略）</p> <p>（第六号 略）</p> <p>（地域障害者職業センター）</p> <p>第九条の四 地域障害者職業センターは、都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（第一号 略）</p> <p>二 事業主に雇用されている知的障害者等に対する職場への適応に関する事項についての助言又は指導を行うこと。</p> <p>三（略）</p>	<p>と。</p> <p>四 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び第九条の十二第二項の障害者雇用支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導その他の援助を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に付随して、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>（イ 略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>（第六号 略）</p> <p>（地域障害者職業センター）</p> <p>第九条の四 地域障害者職業センターは、都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（第一号 略）</p> <p>二（略）</p>
--	--

四 職場適応援助者の養成及び研修を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(障害者職業センター相互の連絡及び協力等)

第九条の八 (第一項 略)

2 障害者職業センターは、公共職業安定所を行う職業紹介等の措置、第九条の十二第二項の障害者雇用支援センターの行う業務、第九條の十九の障害者就業・生活支援センターの行う業務並びに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五條の六第三項の公共職業能力開発施設及び同法第二十七條の職業能力開発総合大学校(第八十二條において「公共職業能力開発施設等」という。)の行う職業訓練と相まつて、効果的に職業リハビリテーションが推進されるように努めるものとする。

第四節 障害者雇用支援センター

(指定)

第九條の十二 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者(以下この節において「支援対象障害者」という。)(の職業の安定を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人であつて、次條に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、市町村(特別区を含む。)(の区域(当該地域における支援対象障害者の住居とその就業の場所との地理

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(障害者職業センター相互の連絡及び協力等)

第九条の八 (第一項 略)

2 障害者職業センターは、公共職業安定所を行う職業紹介等の措置、第九条の十二第二項の障害者雇用支援センターの行う業務並びに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五條の六第三項の公共職業能力開発施設及び同法第二十七條の職業能力開発総合大学校(第八十二條において「公共職業能力開発施設等」という。)の行う職業訓練と相まつて、効果的に職業リハビリテーションが推進されるように努めるものとする。

第四節 障害者雇用支援センター

(指定)

第九條の十二 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者(以下この節において「支援対象障害者」という。)(の職業の安定を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人であつて、次條に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる)と認められるものを、その申請により、市町村(特別区を

的關係その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、同条第一号から第五号までに掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

（第二項から第四項まで 略）

（業務）

第九条の十三 障害者雇用支援センターは、前条第一項の規定による指定に係る区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者に対して、その障害の種類及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を行うこと。

（第二号から第四号まで 略）

五 第二号及び第三号に掲げるもののほか、事業主、支援対象障害者その他の関係者に対して、前号の規定により収集し、及び整理した障害者雇用支援者に関する情報を提供すること。

（第六号及び第七号 略）

含む。）の区域（当該地域における支援対象障害者の住居とその就業の場所との地理的關係その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、同条第一号から第五号までに掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

（第二項から第四項まで 略）

（業務）

第九条の十三 障害者雇用支援センターは、前条第一項の規定による指定に係る区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者に対してその障害の種類及び程度に応じ必要な職業準備訓練を行うこと又は支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。

（第二号から第四号まで 略）

五 第二号及び第三号に掲げるもののほか、事業主、支援対象障害者その他の関係者に対して、前号の規定により収集し、及び整理した障害者雇用支援者に関する情報を提供し、並びに職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

（第六号及び第七号 略）

第五節 障害者就業・生活支援センター

(指定)

第九条の十八 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行つ者として指定することができる。

- 一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- 二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

(業務)

第九条の十九 前条の指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援

センター」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、養護学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。

二 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。

三 前二号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

（準用）

第九条の二十 第九条の十二第二項から第四項まで及び第九条の十四から第九条の十七までの規定は、障害者就業・生活支援センターについて準用する。この場合において、第九条の十二第二項中「前項」とあるのは「第九条の十八」と、「同項」とあるのは「同条」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地」と、第九条の十四中「前条第一号から第三号まで」とあるのは「第九条の十九第二号」と、第九条の十六中「第九条の十三」とあるのは「第九条の十九」と、第九条の十七第一項中「第九条の十二第一項」とあるのは「第九条の十八」と、同項第一号中「第九条の十三」と

あるのは「第九条の十九」と、同項第三号中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第九条の二十一 障害者就業・生活支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第九条の十九第一号に掲げる業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六節 日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施

第九条の二十二 (略)

第九条の二十三 (略)

第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務)

第十一条 国及び地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。)は、職員(当該機関(当該任命権者の委

第五節 日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施

第九条の十八 (略)

第九条の十九 (略)

第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務)

第十一条 国及び地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。)は、職員(当該機関(当該任命権者の委

任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員（一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第十四条第一項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第十四条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数とその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

（第二項 略）

（国に勤務する職員に関する特例）

第十三条の二 省庁（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する省若しくは庁をいう。以下同じ。）で、当該省庁の任命権者及び当該省庁に置かれる外局等（内閣府設置法第四十九条第二項に規定する機関、国家行政組織法

任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員（一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第十四条第一項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）であつて、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員、警察官、船員である職員その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第十四条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数とその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

（第二項 略）

第三条第二項に規定する委員会若しくは庁又は同法第八条の三に規定する特別の機関をいう。以下同じ。）の任命権者の申請に基づいて、一体として身体障害者又は知的障害者である職員を採用の促進を図ることができるものとして厚生労働大臣の承認を受けたもの（以下「承認省庁」という。）に係る第十一条第一項及び前条の規定の適用については、当該外局等に勤務する職員は当該承認省庁のみに勤務する職員と、当該外局等は当該承認省庁とみなす。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をした後において、承認省庁若しくは外局等が廃止されたとき、又は承認省庁若しくは外局等における身体障害者若しくは知的障害者である職員の採用の促進を図ることができなくなつたと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

（地方公共団体に勤務する職員に関する特例）

第十三条の三 地方公共団体の機関で、当該機関の任命権者及び当該機関以外の地方公共団体の機関（以下「その他機関」という。）の任命権者の申請に基づいて当該機関及び当該その他機関について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「認定地方機関」という。）に係る第十一条第一項及び第十三条の規定の適用については、当該その他機関に勤務する職員は当該認定地方機関のみに勤務する職員と、当該その他機関は当該認定地方機関とみなす。

一 当該認定地方機関と当該その他機関との人的関係が緊密である

「」。

二 当該認定地方機関及び当該その他機関において、身体障害者又は知的障害者である職員の採用の促進が確実に達成されると認められること。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認定をした後において、認定地方機関若しくはその他機関が廃止されたとき、又は前項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(一) 一般事業主の雇用義務等

第十四条 事業主(常時雇用する労働者(一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者(以下「短時間労働者」という。)を除く。以下単に「労働者」という。))を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。) は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第十五条第一項において「法定雇用障害者数」という。)以上であるようにしなければならない。

(一) 一般事業主の雇用義務等

第十四条 事業主(常時雇用する労働者(一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者(以下「短時間労働者」という。)を除く。以下単に「労働者」という。))を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。) は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数(除外率設定業種(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種)の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。))に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定

2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するに

もかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第二十七条第三項において同じ。）の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第二十七条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

（第三項から第五項まで 略）

（子会社に雇用される労働者に関する特例）

第十四条の二 特定の株式会社又は有有限会社と厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社又は有有限

業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率（除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条の三において同じ。）に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第十五条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するに
もかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第二十七条第三項において同じ。）の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第二十七条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

（第三項から第五項まで 略）

（子会社に雇用される労働者に関する特例）

第十四条の二 特定の株式会社の総株主の議決権の二分の一を超える

会社（以下「子会社」という。）の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「親事業主」という。）に係る前条第一項及び第五項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

（第一号から第四号まで 略）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認定をした後において、親事業主が同項に定める特殊の関係についての要件を満たさなくなったとき若しくは事業を廃止したとき、又は当該認定に係る子会社について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第十四条の三 親事業主であつて、特定の株式会社又は有限会社（当該親事業主の子会社を除く。）と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社又は有限会社（以下「関係会社」という。）の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたものに係る第十四条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

数の議決権又は特定の有限会社の総社員の議決権の二分の一を超え
る数の議決権を有する事業主で、当該事業主及び当該株式会社又は
有限会社（以下「子会社」という。）の申請に基づいて当該子会社
について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受け
たもの（以下「親事業主」という。）に係る前条第一項及び第五項
の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事
業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主
の事業所とみなす。

（第一号から第四号まで 略）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認定をした後において、親事業主が同項に定める議決権についての要件を満たさなくなったとき若しくは事業を廃止したとき、又は当該認定に係る子会社について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

一 当該関係会社の行う事業と当該子会社の行う事業との人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること、又は当該関係会社が当該子会社に出資していること。

二 当該親事業主が第七十八条の三各号に掲げる業務を担当する者を同条の規定により選任しており、かつ、その者が当該子会社及び当該関係会社についても同条第一号に掲げる業務を行うこととついていること。

三 当該親事業主が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者並びに当該子会社及び当該関係会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができることと認められること。

2 第十四条の二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第十五条 (第一項及び第二項 略)

3 親事業主に係る第一項の規定の適用については、当該子会社及び当該関係会社が雇用する労働者は、当該親事業主のみが雇用する労働者とみなす。

(第四項から第六項まで 略)

(特定身体障害者)

第十七条 国及び地方公共団体の任命権者は、特定職種(労働能力はあるが、別表に掲げる障害の程度が重いため通常の職業に就くこと

(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第十五条 (第一項及び第二項 略)

3 親事業主に係る第一項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は、当該親事業主のみが雇用する労働者とみなす。

(第四項から第六項まで 略)

(特定身体障害者)

第十七条 国及び地方公共団体の任命権者は、特定職種(労働能力は

<p>が特に困難である身体障害者の能力にも適合すると認められる職種で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の職員の採用について、当該機関に勤務する特定身体障害者（身体障害者のうち特定職種）ごとに政令で定める者に該当する者をいう。以下この条において同じ。）である当該職種の職員の数が、当該機関に勤務する当該職種の職員の総数に、職種に応じて政令で定める特定身体障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、特定身体障害者である当該職種の職員の数がその特定身体障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、特定身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>（第二項 略）</p>	<p>あるが、身体障害の程度が重いため通常の職業に就くことが特に困難である身体障害者の能力にも適合すると認められる職種で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の職員の採用について、当該機関に勤務する特定身体障害者（身体障害者のうち特定職種）ごとに政令で定める者に該当する者をいう。以下この条において同じ。）である当該職種の職員の数が、当該機関に勤務する当該職種の職員の総数に、職種に応じて政令で定める特定身体障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、特定身体障害者である当該職種の職員の数がその特定身体障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、特定身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>（第二項 略）</p>
<p>3 承認省庁又は認定地方機関に係る第一項の規定の適用については、当該外局等又は当該その他機関に勤務する職員は、当該承認省庁又は当該認定地方機関のみに勤務する職員とみなす。</p>	<p>7 第二十九條（第一項から第六項まで 略）</p>
<p>4 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>5 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>7 第二十九條（第一項から第六項まで 略） 第十五條第三項の規定は、親事業主に係る第一項、第三項及び第四項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第三</p>	<p>7 第二十九條（第一項から第六項まで 略） 第十五條第三項の規定は、親事業主に係る第一項、第三項及び第</p>

項中「、当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは「と、当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする。

第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例

（雇用義務等に係る規定の重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員についての適用に関する特例）

第三十九条の十（第一項から第三項まで 略）

4 第十三条の二及び第十三条の三第一項の規定の適用については、第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項第二号中「又は知的障害者である職員」とあるのは「若しくは知的障害者である職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」と、第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項中「勤務する職員」とあるのは「勤務する職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」と、第十三条の二第二項中「若しくは知的障害者である職員」とあるのは「若しくは知的障害者である職員若しくは重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。

5 第十七条第三項の規定の適用については、同項中「勤務する職員」とあるのは、「勤務する職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。

四項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第三項中「、当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは「と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする。

第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例

（雇用義務等に係る規定の重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員についての適用に関する特例）

第三十九条の十（第一項から第三項まで 略）

第四節 身体障害者及び知的障害者以外の障害者に関する特
例

(精神障害者に関する助成金の支給業務の実施等)

第三十九条の十三 政府は、精神障害者である労働者及び精神障害者である短時間労働者に関しても、第十八条第二号から第九号までの規定及び同条第十一号に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

2 前項の場合においては、当該業務は、第十八条第二号から第九号までの規定及び同条第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第二十条、第二十六条、第二節第三款、第五十九条第一項、第五十九条の二から第六十条の二まで、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十四条の五及び第七十条の二の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、第二十条第二項中「身体障害者又は知的障害者」とあるのは、「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」と、第三十九条の三中「第十八条」とあるのは、「第三十九条の十三第一項」とする。

(身体障害者等以外の障害者の雇用の促進に関する研究等)

第三十九条の十四 政府は、障害者（身体障害者、知的障害者及び精

第四節 身体障害者及び知的障害者以外の障害者に関する特
例

(第五条第一項の政令で定める障害者に関する助成金の支給業務の実施等)

第三十九条の十三 政府は、第五条第一項の政令で定める障害者である労働者及び当該障害者である短時間労働者に関しても、第十八条第二号から第九号までの規定及び同条第十一号に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

2 前項の場合においては、当該業務は、第十八条第二号から第九号までの規定及び同条第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第二十条、第二十六条、第二節第三款、第五十九条第一項、第五十九条の二から第六十条の二まで、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十四条の五及び第七十条の二の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、第二十条第二項中「身体障害者又は知的障害者」とあるのは、「身体障害者、知的障害者又は第五条第一項の政令で定める障害者」と、第三十九条の三中「第十八条」とあるのは、「第三十九条の十三第一項」とする。

(身体障害者等以外の障害者の雇用の促進に関する研究等)

神障害者を除く。) に関しても、第十八条第九号の規定及び同条第十一号(同条第九号に係る部分に限る。次項において同じ。)に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

(第二項 略)

第六章 雑則

(障害者職業生活相談員)

第七十九条 事業主は、厚生労働省令で定める数以上の障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者(厚生労働省令で定める者に限る。))に限る。以下この項及び第八十条において同じ。)である労働者(重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者を含む。以下この項及び第八十条において同じ。)を雇用する事業所において、その雇用する労働者であつて、厚生労働大臣が行う講習(以下この条において「資格認定講習」という。)を修了したもののその他厚生労働省令で定める資格を有するもののうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。

(第二項及び第三項 略)

(連絡及び協力)

第三十九条の十四 政府は、障害者(身体障害者、知的障害者及び第五条第一項の政令で定める障害者を除く。) に関しても、第十八条第九号の規定及び同条第十一号(同条第九号に係る部分に限る。次項において同じ。)に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

(第二項 略)

第六章 雑則

(障害者職業生活相談員)

第七十九条 事業主は、厚生労働省令で定める数以上の障害者(身体障害者、知的障害者その他厚生労働省令で定める障害者に限る。以下この項及び第八十条において同じ。)である労働者(重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者を含む。以下この項及び第八十条において同じ。)を雇用する事業所において、その雇用する労働者であつて、厚生労働大臣が行う講習(以下この条において「資格認定講習」という。)を修了したもののその他厚生労働省令で定める資格を有するもののうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。

(第二項及び第三項 略)

第八十二条 公共職業安定所、障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター、公共職業能力開発施設等、協会、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターその他の障害者に対する援護の機関等の関係機関及び関係団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

第七章 罰則

第八十六条の二 第九条の二十一の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（雇用に關する国及び地方公共団体の義務等に関する経過措置）

第三条 第十一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「当該機関の職員の総数」とあるのは、「当該機関の職員の総数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の職員が相当の割合を占める機関として政令で定める機関）以下「除外率設定機関」という。）にあつては、当該除外率設定機関の職員の総数から、当該除外率設定機関における職員の総数に当該除外率設定機関に係る除外率（九十五パーセント以内において政

（連絡及び協力）

第八十二条 公共職業安定所、障害者職業センター、障害者雇用支援センター、公共職業能力開発施設等、協会、社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の障害者に対する援護の機関等の関係機関及び関係団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

第七章 罰則

附則

令で定める率をいう。)を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を控除した数)とす
る。

2 第十四条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「その雇用する労働者の数」とあるのは、「その雇用する労働者の数(除外率設定業種(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。))に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率(除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに九十五パーセント以内において厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。))を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。))を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条の三において同じ。」「と、同条第二項中「総数に」とあるのは、「総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に」とする。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十一条の政令及び前項の規定により読み替えて適用する第十四条の厚生労働省令は、除外率設定機関及び除外率設定業種における身体障害者又は知的障害者の雇用の状況、障害者が職業に就くことを容易にする技術革新の進

展の状況その他の事項を考慮し、当該政令及び厚生労働省令で定める率が段階的に縮小されるように制定され、及び改正されるものとする。

(三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

第四条 (第一項から第四項まで 略)

5 第二十六条、第三章第二節第三款、第五十九条第一項、第五十九条の二から第六十条の二まで、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十四条の五、第七十条の二、第八十一条第二項、第八十五条第一項第一号(第三十九条の八第二項に係る部分に限る。)、第八十六条並びに第八十七条第一号、第四号及び第六号の規定の適用については、当分の間、第二十六条第一項中「並びに同条各号に掲げる業務」とあるのは、「附則第四条第二項の報奨金の支給に要する費用並びに第十八条各号に掲げる業務及び附則第四条第二項に規定する業務」と、第三十九条の二第一項中「第十八条各号に掲げる業務」とあるのは「第十八条各号に掲げる業務及び附則第四条第二項に規定する業務」と、第三十九条の三中「第十八条」とあるのは「附則第四条第二項」と、「並びに第三十六条第二項」とあるのは、「第三十六条第二項並びに附則第四条第三項」とする。

(第六項及び第七項 略)

(除外率設定業種に係る納付金の額の算定等に関する暫定措置)

(三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

第三条 (第一項から第四項まで 略)

5 第二十六条、第三章第二節第三款、第五十九条第一項、第五十九条の二から第六十条の二まで、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十四条の五、第七十条の二、第八十一条第二項、第八十五条第一項第一号(第三十九条の八第二項に係る部分に限る。)、第八十六条並びに第八十七条第一号、第四号及び第六号の規定の適用については、当分の間、第二十六条第一項中「並びに同条各号に掲げる業務」とあるのは、「附則第三条第二項の報奨金の支給に要する費用並びに第十八条各号に掲げる業務及び附則第三条第二項に規定する業務」と、第三十九条の二第一項中「第十八条各号に掲げる業務」とあるのは「第十八条各号に掲げる業務及び附則第三条第二項に規定する業務」と、第三十九条の三中「第十八条」とあるのは「附則第三条第二項」と、「並びに第三十六条第二項」とあるのは、「第三十六条第二項並びに附則第三条第三項」とする。

(第六項及び第七項 略)

第五条 第十九条、第二十七条及び前条の規定の適用については、当分の間、第十九条第一項中「同条第一項の規定により算定した額」とあるのは「当該調整基礎額に当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額」と、同条第二項及び前条第三項中「第二十七条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率」と、第二十七条第一項及び第二項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を合計した数を控除した数）」と、同条第三項中「労働者の総数に対する」とあるのは「労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」と、同条第四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第三項中「、当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは「と、当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする

（除外率設定業種に係る納付金の額の算定等に関する暫定措置）
第四条 第十九条、第二十七条及び前条の規定の適用については、当分の間、第十九条第一項中「同条第一項の規定により算定した額」とあるのは「当該調整基礎額に当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額」と、同条第二項及び前条第三項中「第二十七条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率」と、第二十七条第一項及び第二項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を合計した数を控除した数）」と、同条第三項中「労働者の総数に対する」とあるのは「労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」と、同条第四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第三項中「、当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは「と、当該子会社の事業所は当該親事

<p>「とする。」</p> <p>(第二項 略)</p> <p>(身体障害者及び知的障害者以外の障害者の雇用の促進等に関する 検討)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>別表 障害の範囲(第二条、第十七条関係) (以下略)</p>	<p>業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とする。</p> <p>(第二項 略)</p> <p>(身体障害者及び知的障害者以外の障害者の雇用の促進等に関する 検討)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>別表 身体障害の範囲(第二条関係) (以下略)</p>
---	---

二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

改正案	現行
<p>（公共職業能力開発施設） 第十六条（第一項から第四項まで 略） 5 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二章第六節に定めるところにより、日本障害者雇用促進協会に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。 （第六項 略）</p>	<p>（公共職業能力開発施設） 第十六条（第一項から第四項まで 略） 5 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二章第五節に定めるところにより、日本障害者雇用促進協会に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。 （第六項 略）</p>